

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地
氏 名 オリックス資源循環株式会社
代表取締役 有元 健太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-582-0871



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者である

寄居町長 峯岸 克明

許可の年月日 令和 5年 4月 1日
許可の有効期限 令和 7年 3月 31日

記

営業所の所在地	事業場① 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地 オリックス資源循環株式会社寄居工場 事業場② 埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入 3050 番地 23 オリックス資源循環株式会社寄居バイオガスプラント																																																																														
一般廃棄物の種類	業の区分：中間処分業 <table><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">取扱一般廃棄物の種類</th><th colspan="2">取扱い</th><th rowspan="2">条件等</th></tr><tr><th>事業場①</th><th>事業場②</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">生活系ごみ</td><td>処理できないごみ</td><td></td><td></td><td rowspan="5">※1 紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体及び汚泥に限る。</td></tr><tr><td>特定家庭用機器一般廃棄物</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>建築廃棄物（自己解体ごみ）</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>多量ごみ</td><td>○</td><td>○※1</td></tr><tr><td>在宅医療廃棄物</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="15">事業系ごみ</td><td>可燃ごみ</td><td></td><td></td><td rowspan="15"></td></tr><tr><td>紙くず</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>木くず</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>繊維くず</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>動植物性残さ</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>その他のごみ</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="10">資源ごみ</td><td>紙くず</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>木くず</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>繊維くず</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>動植物性残さ</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>食品循環資源</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>動物のふん尿</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>動物の死体</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>焼却灰</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>ばいじん</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>医療廃棄物</td><td>—</td><td>—</td></tr></tbody></table>	区分	取扱一般廃棄物の種類	取扱い		条件等	事業場①	事業場②	生活系ごみ	処理できないごみ			※1 紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体及び汚泥に限る。	特定家庭用機器一般廃棄物	—	—	建築廃棄物（自己解体ごみ）	○	—	多量ごみ	○	○※1	在宅医療廃棄物	—	—	事業系ごみ	可燃ごみ				紙くず	—	—	木くず	—	—	繊維くず	—	—	動植物性残さ	—	—	その他のごみ	—	—	資源ごみ	紙くず	○	○	木くず	○	○	繊維くず	○	—	動植物性残さ	○	○	食品循環資源	—	○	動物のふん尿	—	—	動物の死体	○	○	焼却灰	○	—	ばいじん	○	—	汚泥	○	○	医療廃棄物	—	—
区分	取扱一般廃棄物の種類			取扱い			条件等																																																																								
		事業場①	事業場②																																																																												
生活系ごみ	処理できないごみ			※1 紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体及び汚泥に限る。																																																																											
	特定家庭用機器一般廃棄物	—	—																																																																												
	建築廃棄物（自己解体ごみ）	○	—																																																																												
	多量ごみ	○	○※1																																																																												
	在宅医療廃棄物	—	—																																																																												
事業系ごみ	可燃ごみ																																																																														
	紙くず	—	—																																																																												
	木くず	—	—																																																																												
	繊維くず	—	—																																																																												
	動植物性残さ	—	—																																																																												
	その他のごみ	—	—																																																																												
	資源ごみ	紙くず	○		○																																																																										
		木くず	○		○																																																																										
		繊維くず	○		—																																																																										
		動植物性残さ	○		○																																																																										
		食品循環資源	—		○																																																																										
		動物のふん尿	—		—																																																																										
		動物の死体	○		○																																																																										
		焼却灰	○		—																																																																										
		ばいじん	○		—																																																																										
汚泥		○	○																																																																												
医療廃棄物	—	—																																																																													
許可の区域	【事業場①】埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字黒岩 313 番 1、字上田 245 番、248 番 3、248 番 4、320 番 6、字西高山 328 番 2、字西高山 328 番 7 以上 7 筆（面積 39,522.60 m ² ）に限る。 【事業場②】埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢天王裏 2981 番 11、2981 番 15、2981 番 16、2981 番 17、2981 番 18、字高根沢萩畝 3050 番 23 以上 6 筆（面積 30,529.27 m ² ）に限る。																																																																														
許可の条件	1 中間処分及び処分に伴う保管は、許可の区域内において取り扱える一般廃棄物の種類ごとに、別紙に掲げる処理施設及び保管施設で行うこと。 2 町外で発生した一般廃棄物は、平成 18 年 3 月 3 日に寄居町とオリックス資源循環株式会社の両者間で締結した彩の国資源循環工場搬入事務処理手続き覚書第 2 条第 2 項又は同条第 4 項に規定する協議により、同条第 3 項で寄居町が認めたものに限り許可の範囲内において処分することができる。なお、許可の期間内であっても、寄居町と排出元市町村等の協議により認められた処理期間を超えて処分することはできない。 3 彩の国資源循環工場（PFI 施設・借地施設）運営協定書を遵守すること。 4 可燃性ガスによる火災・爆発事故等が発生しないよう処理施設の適正な維持管理に努めること。 5 法律、町条例等を遵守すること。																																																																														
備考	許可の更新又は変更の状況 <table><thead><tr><th>許可(届出)年月日</th><th>指令番号</th><th>変更内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 5 年 5 月 17 日</td><td>指令寄生環第 30 号</td><td>更新許可</td></tr><tr><td>令和 6 年 6 月 12 日</td><td>指令寄生環第 48 号</td><td>変更申請（一般廃棄物の種類）</td></tr><tr><td colspan="3">以下余白</td></tr></tbody></table>	許可(届出)年月日	指令番号	変更内容	令和 5 年 5 月 17 日	指令寄生環第 30 号	更新許可	令和 6 年 6 月 12 日	指令寄生環第 48 号	変更申請（一般廃棄物の種類）	以下余白																																																																				
許可(届出)年月日	指令番号	変更内容																																																																													
令和 5 年 5 月 17 日	指令寄生環第 30 号	更新許可																																																																													
令和 6 年 6 月 12 日	指令寄生環第 48 号	変更申請（一般廃棄物の種類）																																																																													
以下余白																																																																															

1 処理施設の種別及び能力等

【事業場①】

施設の種別	処理能力	一般廃棄物の種別	許可年月日 (許可番号)
ごみ処理施設 (焼却施設(ガス化 改質方式))	450 t / 日 (24 時間)	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類 【事業系ごみ (資源ごみ)】 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、焼却灰、 ばいじん、汚泥の 8 種類	平成 16 年 4 月 30 日 (13)

【事業場②】

施設の種別	処理能力	一般廃棄物の種別	許可年月日 (許可番号)
ごみ処理施設 (乾式メタン発酵)	77.12 t / 日 (24 時間)	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 多量ごみ (紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物 の死体、汚泥に限る。) の 1 種類 【事業系ごみ (資源ごみ)】 紙くず、木くず、動植物性残さ、食品循環資源、動物の死体及び 汚泥の 6 種類	令和 2 年 1 月 8 日 (37)

2 保管施設の種別及び能力等

【事業場①】

保管する一般廃棄物の種別		保管の面積	保管の高さ等
1	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類	967.5 m ²	17.5m (屋内) (16,930.9 m ³ ・t)
	【事業系ごみ (資源ごみ)】 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、焼却灰、ばい じん、汚泥の 8 種類		
2	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類	430.6 m ²	3.0m (屋内) (1,291.8 m ³ ・t)
	【事業系ごみ (資源ごみ)】 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、焼却灰、ばい じん、汚泥の 8 種類		
3	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類	263.0 m ²	3.0m (屋内) (789.0 m ³ ・t)
	【事業系ごみ (資源ごみ)】 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、焼却灰、ばい じん、汚泥の 8 種類		
4	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類	16.0 m ²	2.0m (屋内) (32.0 m ³ ・t)
	【事業系ごみ (資源ごみ)】 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体、焼却灰、ばい じん、汚泥の 8 種類		
5	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類 ただし、 廃油に限る。	5.3 m ²	4.1m (屋外) (20.0 m ³ 鋼製円筒タナ)
6	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類 ただし、 廃酸に限る。	5.3 m ²	4.1m (屋外) (20.0 m ³ FRP 製円筒タナ)
7	【生活系ごみ (処理できないごみ)】 建築廃棄物 (自己解体ごみ)、多量ごみ及びその他のごみの 3 種類 ただし、 廃アルカリに限る。	5.3 m ²	4.1m (屋外) (20.0 m ³ FRP 製円筒タナ)

【事業場②】

保管する一般廃棄物の種類		保管の面積	保管の高さ等
1	【生活系ごみ（処理できないごみ）】 多量ごみ（紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、 汚泥に限る。）の1種類 【事業系ごみ（資源ごみ）】 紙くず、木くず、動植物性残さ、食品循環資源、動物の死体及び汚泥の 6種類	92.0 m ²	6.2m（屋内） (553.8 m ³ ・ット)
2	【生活系ごみ（処理できないごみ）】 多量ごみ（紙くず、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、 汚泥に限る。）の1種類 【事業系ごみ（資源ごみ）】 紙くず、木くず、動植物性残さ、食品循環資源、動物の死体及び汚泥の 6種類	253.0 m ²	12.2m（屋内） (3,065.6 m ³ ・ット)